

田辺市福祉有償運送運営協議会 会議録	
開催日時	平成25年8月1日(木) 午後1時30分～午後2時40分
開催場所	本宮行政局 2階 入札会議室
出席者	田辺市福祉有償運送運営協議会委員 11名 欠席委員4名 事業実施者 和が家 2名
事務局	本宮行政局 坪井総務課長 小守主査 やすらぎ対策課 中岡主査 企画広報課 虎伏係長 岡本主査
会議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・開 会 ・会長、副会長の選任について ・田辺市本宮地域の公共交通、移動制約者の現状について ・田辺市本宮地域における福祉有償運送の事業継続更新について ・その他 ・閉 会
企画広報課係長	<p>田辺市福祉有償運送運営協議会設置条例に基づく会議であることについて説明。</p> <p>「田辺市における福祉有償運送の実施に係る運営協議会の認定基準の取り扱い」について説明。</p> <p>会長、副会長の選任は条例第4条第1項により互選とあるが、事務局案により本宮町自治連絡協議会松本会長が本協議会の会長、身体障害者連盟本宮支部谷口会長を推薦し、全会一致で承認された。</p> <p>以降、条例第5条の規定により会長が議長を務める。</p>
事務局	<p>○田辺市本宮地域の公共交通、移動制約者の現状について</p> <p>事務局企画広報課から本宮地域の公共交通について、「田辺市本宮地域における公共交通機関及び移送サービスの現状」及び「バス路線図」により、説明する。</p> <p>また、やすらぎ対策課から「田辺市本宮地域における移動制約者の状況」について説明する。</p>
和が家	<p>○田辺市本宮地域における福祉有償運送の事業継続更新について</p> <p>和が家が行っている事業概要及び申請内容について説明。</p> <p>2年間の事業実施期間に事故、苦情等がなかったことを報告。</p>
議長	和が家による説明に対し質疑応答となるが、まず、お聞きしたい。

	<p>1 点目、和が家の運営について役員会は年に何回開催しているか、2 点目、登録者の区分のうち利用の多いのはどの区分か、3 点目、保険加入しているが、保険を適用したことがあるかについてお聞きしたい。</p>
和が家	<p>1 点目については、法人の総会は年 1 回、理事会 1 回程度。2 点目については、訪問介護事業のヘルパーと併せての利用が多いので、要介護者が多い。2 年間で人身及び物損事故もなかったため保険の適用事例はない。</p>
運輸支局	<p>2 年間、事故・苦情がなかったという報告で理解するが、点呼はどのようにして行っているか、口頭でいいので説明願う。アルコールチェッカーも置いているか。</p> <p>新規登録は 2 年の有効期間であるが、更新となれば、事故等がなければ有効期間が 3 年となるため、その間こういった報告の場もないので、確認させていただく。</p>
和が家	<p>事業で使用する車両は事業所所有なので、点呼は事務所で乗車前、乗車終了後に対面で運転者の体調はいいか、睡眠時間は十分か等聞き取り、アルコール測定も簡易なアルコールチェッカーであるが、行っている。また乗車記録簿もつけているので、車両点検もそのときに行っている。</p>
A 委員	<p>車検証と保険内容照会との有効期間が異なっているものがあるが。</p>
和が家	<p>申し訳ありませんが、正規の保険証書が届いていなく、内容照会となっているので、再度しっかり確認させていただく。</p>
議長	<p>軽車両の点検については車検以外に法定点検はないと思うが、輸送者は要介護者や身体障害者であるので、そういった保険の内容等に関してもそうであるし、車両の点検等、きちんと基準を決めて示すことも必要ではないか。このようなミスも車両の点検や整備といったことと関連するのできちんとしてもらいたい。</p>
和が家	<p>軽車両については法定点検は車検以外にはないが、乗車前後に運転手がきちんと日常点検しているのご理解いただきたい。</p> <p>車両点検は運行管理責任の義務がありますので、点呼時に併せて行っている。</p>
事務局	<p>先ほどの車検証と保険の内容照会の有効期間の違いのご質問については、証書が間に合っていないということであるので、早急に提出していただき、事務局で確認のうえ委員の皆様にはお示しさせていただくことでどうでしょうか。</p>
	<p>《 了承 》</p>

B委員	先ほどから議長が言うように、安全面からも点呼簿、車両点検簿などは資料として提出してもらいたい。
事務局	全ての点呼簿等を提出していただくのは現実的でないので、次回からは様式等を示させていただきます。
運輸支局	今回車両が4台となっているが、届出を受けているのは3台ではないか。 車両台数の変更は少なくとも運輸支局への軽微変更届けが必要となる。
和が家	4台とするのは今回の更新からである。
C委員	運輸支局に聞きたいが、バス事業者であれば、年度ごと事業実績報告、決算報告義務があるが、福祉有償運送事業にはそういった活動状況、運送収益がどうかといった報告義務、関係法令はないのか。 こういう会議が新規から2年、次回更新から3年となれば、そういった実績、車両数の推移が分からない。
運輸支局	報告義務はない。 この協議会の運営規定の中で車両数まで協議事項になっているのかは分からないが、この協議会が更新と実績の報告の場も兼ねたものとなる。 福祉有償運送事業は営利を目的としないというのが大前提にあるので報告義務はない。 協議会の中で皆さんが実績・決算報告が必要だということになれば提出いただくということになる。
C委員	報告義務がないとのことであるが、実績報告があれば、2年、3年の推移が分からないし、また無償ではなく有償であるので何らかの決算関係の報告があるのではというのが気になるころではある。
議長	車両を増やすということであるが、協議会としては、増やす理由を知っておく必要はある。
和が家	実績報告と車両台数を増やすことについて、まず実勢報告については、事務局と運輸支局には年1回提出している。 車両台数については、利用実績が増えてきているからで、実績で言えば、平成23年には28件であったのが平成24年度には148件に増えていること、また和が家は福祉有償運送だけでなく他業務も兼ねているので必要ということになる。
議長	他に質問等がなければ、和が家の更新についてご承認いただけますでしょうか。

	<p style="text-align: center;">《 拍手 》</p> <p>議長 ありがとうございます。それでは和が家の更新については承認いただいたものとして ます。 他に事務局から何かありませんか。</p> <p>事務局 利用者の認定方法についてですが、会員の登録の度に運営協議会を開催するという のは現実的でないので、これまでどおり、事業実施者から本協議会事務局である田辺 市に登録申請者を照会いただき、保健福祉部で利用者として適正かどうかを判断し、 通知するという方法で利用者の認定を行うということで事務局に一任させていただ くということによろしいか。</p> <p style="text-align: center;">《 異議なし 》</p> <p>議長 ○その他 他に委員の皆さんから何もなければ閉会とします。</p> <p>○閉 会</p>
--	---